11　その他
⑴　受験手続その他受験に関する問い合わせは、前記の受験申込用紙の交付機関に行うこと。
⑵　受験申込用紙の請求等を郵便により行う場合には、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形２号）を必ず同封すること。
⑶　提出書類の所要事項は正確に記入すること。
⑷　受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、申込時にあらかじめその旨を申し出ること。
⑸　試験の詳細については、別に作成している受験案内、人事院のホームページ等を参照すること。

別記

専　門　試　験　出　題　分　野　一　覧

専門試験（多枝選択式）　次の１及び２に掲げる科目
１　民法・商法及び会計学
２　憲法・行政法、経済学、財政学、経営学、政治学・社会学・社会事情、英語、商業英語、情報数学及び情報工学のうち、受験者の選択する４科目
専門試験（記述式）　憲法、民法、経済学、会計学及び社会学のうち、受験者の選択する１科目

平成 23 年度労働基準監督官採用試験公告

国家公務員法第47条の規定に基づき、採用試験について次のように告知する。
平成 23 年４月１日　人事院事務総長　吉田　耕三

１　試験の名称　平成23年度労働基準監督官採用試験
２　試験の区分　労働基準監督Ａ及び労働基準監督Ｂ
３　対象官職　行政職俸給表㈠１級に属する職員の占める係員の官職のうち、労働基準監督官の官職
４　給与　この試験に合格し、採用された者には、「一般職の職員の給与に関する法律」の定めるところにより、原則として行政職俸給表㈠１級26号俸の俸給月額（173,900円）が支給される。
なお、このほか、同法等の定めるところにより、諸手当が支給される。
５　受験資格　次に掲げる者とする。
⑴　昭和57年４月２日から平成２年４月１日までに生まれた者
⑵　平成２年４月２日以降に生まれた者で次に掲げるもの
ア　大学を卒業した者及び平成24年３月までに大学を卒業する見込みの者
イ　人事院がアに掲げる者と同等の資格があると認める者
ただし、日本の国籍を有しない者及び国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者は、受験することができない。
６　第１次試験
⑴　試験種目　教養試験、専門試験（多枝選択式）及び専門試験（記述式）（専門試験の出題分野は別記のとおりとする。）
（第１次試験合格者の決定は、教養試験及び専門試験（多枝選択式）の成績を総合して行い、専門試験（記述式）は、第１次試験合格者を対象に評定した上で、最終合格者決定に当たり、他の試験種目の成績と総合する。）
⑵　試験の実施日　平成23年６月12日（日）
⑶　試験地　札幌市、仙台市、秋田市、東京都、新潟市、名古屋市、金沢市、大阪市、松江市、広島市、高松市、松山市、福岡市、熊本市、鹿児島市及び那覇市
㈱　試験場は、原則として上記都市内に設けるが、申込者数等の状況に応じて、上記都市周辺に設ける場合もある。
⑷　第１次試験合格者発表　平成23年７月５日（火）に、人事院事務総局（東京都千代田区霞が関１－２－３）及び第１次試験を実施した試験地を管轄する人事院の地方事務局又は沖縄事務所（それぞれの所在地は10⑴に掲げる。）において、受験番号及び試験地を掲示して発表する。
なお、合格者には書面で通知する。
７　第２次試験
⑴　試験種目　人物試験、身体検査及び身体測定（人物試験は、個別面接により行う。）
なお、人物試験の参考とするため、性格検査を行う。
⑵　試験の実施日　平成23年７月20日（水）又は７月21日（木）のいずれか指定する日
⑶　試験地　札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、大阪市、広島市、高松市、福岡市、熊本市及び那覇市
８　最終合格者発表　平成23年８月19日（金）に、第１次試験合格者発表の場所と同一場所において、受験番号及び試験地を掲示して発表する。
なお、合格者には書面で通知する。
９　採用候補者名簿及び採用方法　試験の区分ごとに採用候補者名簿を作成し、最終合格者の氏名を得点順に記載する。採用は、これらの名簿に記載された者の中から行う。
10　受験手続
⑴　受験申込用紙の交付　受験申込用紙は、次に掲げる人事院の地方事務局及び沖縄事務所のほか厚生労働省各都道府県労働局及び各労働基準監督署において交付する。

（名　称）	（所　在　地）
人事院北海道事務局	〒060―0042　札幌市中央区大通西12丁目
人事院東北事務局	〒980―0014　仙台市青葉区本町３－２－23
人事院関東事務局	〒330―9712　さいたま市中央区新都心１－１
人事院中部事務局	〒460―0001　名古屋市中区三の丸２－５－１
人事院近畿事務局	〒553―8513　大阪市福島区福島１－１－60
人事院中国事務局	〒730―0012　広島市中区上八丁堀６―30
人事院四国事務局	〒760―0068　高松市松島町１―17―33
人事院九州事務局	〒812―0013　福岡市博多区博多駅東２―11―１
人事院沖縄事務所	〒900―0022　那覇市樋川１―15―15

⑵　受験の申込み　受験希望者は、所定の受験申込用紙１部に所要事項を記入し、受けようとする第１次試験の試験地に対応する次の申込先に提出すること。
申し込むことができる試験の区分は一つに限る。
なお、受験申込書の受理後における試験の区分及び試験地の変更は認めない。ただし、試験地の変更については、災害又は転居によりやむを得ないと認められる場合に限り、試験の実施に支障がない範囲で認める。

（第１次試験の試験地）	（申　込　先）	
札幌市	北海道労働局	〒060―8566　札幌市北区北八条西２－１－１
仙台市	宮城労働局	〒983―8585　仙台市宮城野区鉄砲町１
秋田市	秋田労働局	〒010―0951　秋田市山王７－１－３
東京都	東京労働局	〒102―8305　東京都千代田区九段南１－２－１
新潟市	新潟労働局	〒951―8588　新潟市中央区川岸町１―56
名古屋市	愛知労働局	〒460―8507　名古屋市中区三の丸２－５－１
金沢市	石川労働局	〒920―0024　金沢市西念３－４－１
大阪市	大阪労働局	〒540―8527　大阪市中央区大手前４－１―67
松江市	島根労働局	〒690―0841　松江市向島町134―10
広島市	広島労働局	〒730―8538　広島市中区上八丁堀６―30
高松市	香川労働局	〒760―0019　高松市サンポート３―33
松山市	愛媛労働局	〒790―8538　松山市若草町４－３
福岡市	福岡労働局	〒812―0013　福岡市博多区博多駅東２―11―１
熊本市	熊本労働局	〒860―8514　熊本市春日２―10―１
鹿児島市	鹿児島労働局	〒892―0816　鹿児島市山下町13―21
那覇市	沖縄労働局	〒900―0006　那覇市おもろまち２－１－１